

幼児2人同乗用自転車の購入費を助成

平成21年7月1日から幼児2人同乗用自転車に限り幼児2人を同乗させることができるようになりました。これに伴い、阿見町では子育て支援と交通安全対策の一環として(社)自転車安全協会の安全基準を満たす(BAAマーク)か、又は(財)製品安全協会の定める規定に適合している(SGマーク)自転車で、かつ、防犯登録を受けている新品の自転車について、購入費の一部を助成します。



対象

- (1) 2人以上の幼児(6歳未満)の親権者であること(1世帯につき1台)
- (2) 幼児2人同乗用自転車の購入日において、親権者が町内に1年以上住所を有していること。
- (3) 申請日において、幼児及び当該幼児の親権を有する者が町内に住所を有していること。
- (4) 町税条例に規定する町税を滞納していないこと。

助成金額

購入費の2分の1(上限4万円)

申し込み

領収書の原本、品質保証書のコピー、自転車防犯登録票のコピー、印鑑等をご用意していただき、阿見町役場 生活環境課(☎ 888-1111 内線253、254)へ直接お申し込み下さい。

自転車安全利用5則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

NO!! こんな運転もやめましょう!

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転

傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。

幼児2人を乗せて、自転車を運転することができるようになりました。

今までは、自転車には、幼児1人までしか同乗させることができませんでした。平成21年7月1日からは**幼児2人同乗用自転車**に限って幼児2人を同乗させることができるようになりました。(茨城県道路交通法施行細則第11条第1項第1号)

幼児2人同乗用自転車

- ・ 2輪タイプ、3輪タイプ等があります。
- ・ 幼児2人を同乗させても十分な強度、制動性能があります。
- ・ 駐輪時の転倒防止のための操作性及び安定性が確保されています。



○幼児2人同乗用自転車の使用方法

○幼児3人同乗はできません



二人同乗



うしろに一人同乗 + おんぶ



三人同乗

- 幼児を同乗させるときには、安全のため、幼児にヘルメットを着用させて下さい。
- 自転車は**BAAマーク**、**SGマーク**などの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。



BAAマークとは

(社)自転車協会が、利用者の安全を第一に考え制定した、自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるマーク。



SGマークとは

財製品安全協会が定めた安全基準に適合した消費生活用製品に表示。製品の欠陥で人身事故が起きた場合は最高1億円の賠償措置がある。